

上下水道お客さまセンターからのお知らせ

- ① 今回の給水工事でメーター口径が変更されたことにより、水道の契約内容が変更になります。
- ② この場所の水道は新築・改築等により代理人等から使用開始手続きが行われます。

※ 酒田市の水道は、「酒田市水道事業給水条例」等に基づきご使用いただけます。

ご不明点は、下記連絡先までお問い合わせください。

酒田市末広町14-14
酒田市上下水道お客さまセンター 電話 0234(22)1811